ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）に関する
総合的な政策対応に向けた提言

～新輸出大国、グローバル・ハブ、農政新時代を目指して～

平成２７年１１月２０日

自由民主党

本年１０月５日、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）交渉が大筋合意に至った。平成２５年２月の日米首脳会談の結果、「聖域なき関税撤廃」が前提でないことが確認され、同年３月に安倍総理が交渉参加を表明、同年７月に交渉に参加し、以後２年余りにわたる厳しい交渉の結果の合意であった。

この間、わが党は累次の決議を行い、国益がしっかりと守られ、結果としてわが国の繁栄につながる交渉を政府に対して求めてきたところである。そして政府は、党の決議、国会の決議を後ろ盾にして粘り強く交渉を行った結果、今回の合意に至ったものである。

大筋合意後、関税交渉やルール分野の合意内容が明らかになった。ＴＰＰは、２１世紀のアジア太平洋に自由で公正な経済圏を構築する挑戦的な試みである。世界のＧＤＰの約４割、人口の１割強を占める巨大な経済圏において、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築するものである。

わが党も１０月２９日にＴＰＰ総合対策実行本部を設置、各部会・調査会で合意内容を検証し、地方や関係団体の意見も聞きながら、必要な政策対応に関する議論を行ってきた。

ここで明らかになったのは、以下の３点である。

第一に、ＴＰＰは、わが国にとって、企業の事業拡大と雇用拡大、特に地方の中堅・中小企業にとって大きなチャンスになり得るということである。交渉の結果、ＴＰＰ参加１１か国の鉱工業品の関税は１００％近く撤廃されることになった。鯖江の眼鏡、今治のタオル、美濃焼などの陶磁器といった、地場産業の輸出の後押しともなるものである。

また、わが国の中堅・中小企業には、世界に誇る技術力、企画力を有しているものが数多く存在する。これまで、はん雑な税関手続、投資先の急なルール変更による損害や技術・デザインが盗まれる等のリスクから、海外展開に踏み切れなかった企業が、通関手続の迅速化等、ＴＰＰによる各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護等により、安心して海外展開を行うことが可能になる。さらに、原産地規則において、ＴＰＰ域内のどこで付加価値をつけても「メイド・イン・ＴＰＰ」として認める完全累積制度が採用され、電子商取引等のルールなども活用すれば、生産拠点を海外に移さず、わが国に「居ながらにしての海外展開」が可能になる。ＴＰＰが多様な分野をカバーし、多国間で結ぶ協定だからこそのメリットである。

これまでになかった新たなグローバル・バリューチェーン（※）が次々に構築され、中堅・中小企業が主体的に参画することが期待される。実際、各地の中堅・中小企業から、ＴＰＰを契機に海外展開に踏み出したいので支援をして

ほしい、という声が寄せられるようになった。従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に打って出る。そういう意味で、ＴＰＰを契機としてわが国は「新輸出大国」を目指すべきであり、その新たな担い手となる企業等を後押しする目配りの効いた施策を総合的に、かつ早急に実施するべきである。

※ グローバル・バリューチェーンとは、「調達→生産→物流→販売」という企業の生産工程を国際的に配置するというグローバル・サプライチェーンに加え、各工程での、技術開発、人材育成など、付加価値（バリュー）を生み出す活動を網羅した概念。

第二に、ＴＰＰは、わが国の経済再生、地方創生を進める上での「切り札」となるものである。今後、わが国、特に地方における人口減少、高齢化が一層進む中、わが国の８倍の人口、６倍のＧＤＰ規模を有する世界最大の市場を相手にすることで、国内の経済、産業も活性化し、ＧＤＰを押し上げる。具体的には、「第一」に掲げた「新輸出大国」を目指す取組みにより、中堅・中小を含めたわが国企業のグローバル指向が高まり輸出や対外投資が増加し、構築された新たなグローバル・バリューチェーンを通じて、わが国企業等が提供する物品、サービス、技術の優位性が高まる。そうした得意分野へ海外からの需要が増加、海外の企業と連携した研究開発や海外からの投資が促進される。このような新たな需要に応える中で、イノベーション、技術革新が生まれる。それによりわが国企業の高付加価値化、生産性向上が進み、経済が活性化し、生産活動がさらに活発になる。その結果、更なる貿易拡大、という好循環により累積的な経済成長につながる。わが国から海外へ、海外からわが国へという双方向の投資、貿易が活発になることで、わが国は「グローバル・ハブ」として持続的な成長を遂げることを目指すべきである。

そして、各地域が、グローバル・ハブを目指すことで真の地方創生が実現する。デフレ脱却が見えてきた今こそ、ＴＰＰを最大限に活用した経済再生を早期に現実のものとし、その果実が地方でも実感されるような状況の実現を、政策面で推進していくことが特に重要である。

第三に、依然として厳しい国民の声、不安に対し、丁寧に応える必要がある。農林水産品に関する関税交渉結果について、撤廃を求める厳しい交渉の中で、各品目のセンシティビティに十分配慮しつつ、撤廃の例外を数多く確保したとの政府の説明に対して、現場の声は依然として厳しいものがある。交渉で獲得した措置と合わせて、将来にわたって意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、措置を講ずることが必要である。

農林水産分野については、農林水産業・農山漁村の維持発展に貢献している生産者の不安を払拭し、希望を持って経営できるようにする。具体的には、ＴＰＰ合意のマイナス影響を抑制するため万全の措置を講ずるほか、経営安定対策を充実させる（既存の政策の見直し・改善を含む）。

また、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。具体的には、競争力強化・体質強化対策の充実（既存の政策の見直し・改善を含む）、農政新時代を支える革新的技術の研究開発を進める。

さらに、夢と希望の持てる農政新時代を創造するために、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。具体的には、農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度のあり方の見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示などの検討を行う。

以上について、28 年秋を目途に、生産者を始め国民の意見を聞きながら、政策の具体的内容を詰める。このため、［農林水産業骨太方針策定 PT］を設置し、若者を含めた生産者、経済界、有識者の参画を得て、「農林水産業・食料 2050」、「農政新時代人材力強化」、「輸出力強化」などについて継続的に検討を進める。

豊かな日本の食を創り出しているのは現場の生産者である。そして、生産者の方々が営々と続けてきた農林水産業が、中山間地域を含む美しく活力ある地域を創り上げてきた。これらの地域をこれからも守っていかなければいけない。

ＴＰＰ大筋合意を受け、いま、日本の農政は**「農政新時代」**とも言うべき新たなステージを迎えている。生産者の持つ可能性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していけると確信している。

今こそ我々政治の側が変わらなければならない。この新しい時代に立ち向かおうとしている現場の生産者の努力や挑戦を国民とともに全力で支えていく。そして、消費者の日々の選択こそが、生産者を支え、日本の食の未来を形づくる基礎になる。

今後は、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、国民とともに「農政新時代」を日本の農林水産業の輝ける時代にしていく決意である。

ＴＰＰは、わが国にとって大きな飛躍のチャンスである。国民の不安・懸念にしっかりと寄り添いつつ、このチャンスを最大限に活かす政策を全力で展開するべきである。ＴＰＰは、その先にある東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）、あるいは日ＥＵなど、他の広域経済連携の交渉を加速させることも期待される。わが国は、今後、こうした新しい広域的経済秩序を構築するうえで中核的役割を果たし、世界のルールづくりの牽引者となるべきである。

以上の観点から、政府に対し、以下を基本とする施策、対策について、その実現に向け全力で対応することを強く求めるものである。

なお、以下の施策、対策のうち、緊急に実施するべきものについては、政府において予算措置を含め必要な対応を行う。また、施策の実施に当たっては、既存施策を含め不断の点検と見直しを行う。

また、イノベーション促進等による生産性向上や、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略や具体的施策については、重要政策課題として、党においても引き続き検討を進めるが、政府においても、中長期的視点に立ち、実現に向けたさらなる検討が進められることを求めたい。

１．　中堅・中小企業等の海外展開の支援

（１）分かりやすく、丁寧な制度の説明等

ＪＥＴＲＯ、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等（以下、「支援機関」）が協力した全国各地での説明会の開催やＴＰＰ情報のポータルサイトの設置、ＴＰＰを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。また、ＴＰＰの内容や活用方策に関する相談窓口を経済産業局やＪＥＴＲＯ、中小企業基盤整備機構等に整備するとともに、各地の支援機関と相談窓口との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、ＴＰＰ原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行うほか、金融機関による企業の海外展開支援を促進する。

（２）新たなビジネスチャンスに向けた努力に対する支援

クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進。さらに、国や地方自治体、商工会、商工会議所を含めた各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや環境技術、食文化など、モノやサービスのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、製品開発、国際標準化、知的財産、金融、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。ＩＣＴ、放送コンテンツの海外展開を図るほか、中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めたわが国の金融機関の海外進出を促進するとともに、わが国企業の保護を図る目的で、模倣品対策やＴＰＰ協定国の司法制度の体制整備、知財制度整備・能力向上、協定国への情報発信、企業支援に資する情報システムの強化等にも取り組む。

（３）インフラ等の輸出促進

ＴＰＰにより政府調達市場へのアクセス改善や貿易・サービスの自由化が進む好機をとらえて、公共事業等への日本企業の参入促進が期待されることから、円借款等手続きの迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスクマネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、わが国企業が強みを有する分野等での質の高いインフラシステム輸出を加速化する。このほか、わが国の技術的優位性を活用した海外展開、ＴＰＰによる環境規律を踏まえた廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

（４）農産品・食品等の輸出促進

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質なわが国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、６次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

また、日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じた和食文化や食品の海外展開を推進する。地理的表示（ＧＩ）の活用を促進する。農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組み等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

２．　経済再生、地方創生の実現

（１）イノベーション創出

わが国産業の基盤技術であるＩoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発等を推進するとともに、必要となる規制改革に取り組む。また、イノベーション・ナショナルシステムの構築を図るとともに、知的財産制度をＴＰＰが求める制度に調和させ、イノベーション創出環境の整備を目指す。

（２）生産性の向上

いわゆる第４次産業革命や産業の高度化に向けて、わが国企業の設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進するための取組みを進める。また、ＧＤＰの３／４を占めるサービス産業の生産性向上や、中小企業・小規模事業者を含めた事業者等のＩoT の活用等によるフロンティア創出を行うとともに、省エネ投資の促進や、新たなものづくり・サービスの創出や持続可能な販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。また、農林水産分野における新技術・新品種の開発、地方公共団体の自主的・主体的な先駆性のある取組等を支援し、地域経済の好循環を拡大する。

（３）海外からの投資や人の誘致・イノベーション拠点の創出

ＴＰＰにより参加国の投資環境の魅力が向上するだけではなく、わが国企業が主体的にグローバル・バリューチェーン構築に参画することで、わが国への投資が拡大することが期待される。対内直接投資を促進する各種施策を講じる

こととし、特に世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門をわが国に誘致して海外から投資や人を呼び込むとともに、わが国企業との研究開発等の連携を進め、グローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。また、海外における人材育成を進めるほか、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため出入国管理体制を整備する。

（４）地域のリソースの結集・ブランド化

６次産業化の推進等により、地域の産品、技術、企業等を連携、地理的表示（ＧＩ）等も活用しつつ、新事業を創出し、海外展開の拡大を促す。技術協力等によるわが国技術等の普及に努めるとともに、農林水産物の国内外の需要・消費の拡大を図る。観光プロモーションを推進し、日本の魅力を世界に発信し、訪日外国人による食・農業体験など、地域への観光需要の増加等を促進する。

また、地域の「稼ぐ力」、生産性向上やそれに資する情報把握等の支援、地域の人材活用、自治体による対内直接投資の取組みを促進し地域経済のグローバルな好循環を拡大する。このほか、特区制度などを活用し、地域活性化に資する施策を展開する。

３．　農林水産業

従来から、農林水産業の成長産業化を促進する産業政策と多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を車の両輪として進める「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき実施している政策に加えて、ＴＰＰ対策として追加又は拡充する対策は次のとおりである。

（１）攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

関税削減により長期的に国内農林水産業への影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を講ずる。

①次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。

具体的には、意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上を推進する。

②国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

具体的には、新たに産地パワーアップ事業を創設し、地域の営農戦略に基づき農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換を図るとともに、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備を推進する。

③畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

具体的には、畜産クラスター事業を拡充するとともに、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備を推進する。

④高品質なわが国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質なわが国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、６次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

具体的には、米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進を推進する。

⑤合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。

具体的には、大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備を推進する。併せて違法伐採対策を講ずる。

⑥持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。

具体的には、広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等を推進する。

⑦消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

具体的には、大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証を推進する。併せて、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制を強化する。

⑧規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制のあり方を検証し、実行する。

（２）経営安定・安定供給のための備え（重要５品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、ＴＰＰ協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

①米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則５年の保管期間を３年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

②麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

③牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（８割→９割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国１：生産者１→国３：生産者１）。
・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

④甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

（３）対策の進め方

対策の財源については、ＴＰＰ協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算が削減・抑制されることなく安定財源を確保する。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

（４）対策の効果検証・検討の継続

（１）の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め施策の不断の点検と見直しを行う。

また、今後、次の項目を中心に検討する。

・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備（再掲）
・生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し（再掲）
・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立（再掲）
・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度のあり方の見直し（再掲）
・戦略的輸出体制の整備（再掲）
・原料原産地表示（再掲）
・チェックオフ制度の導入
・従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続
・農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組み方策
・配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
・肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討（再掲）
・農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

さらに、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略や具体的施策について検討し、実現していくものとする。

４．　その他必要な措置

（１）　食の安全

TPP 協定により、遺伝子組み換え食品表示制度を含め、食品の表示、食の安

全に関するわが国の制度が変更されることはない。TPP により食の安全が脅かされるとの国民の懸念は十分には拭い去られていないが、こうした誤解に対し、一層丁寧な説明を行っていく。

いずれにしてもわが国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ必要な措置を適切に実施する。食の安全・安心を守るための体制強化、原料原産地表示の拡大に向けた検討、リスクコミュニケーション推進等を通じ、食に対する国民の安全・安心の確保に努める。

（２） 知的財産

TPP 協定の締結に必要な国内実施のため、以下の事項などについて、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

・特許、商標関係（不合理な遅延に係る特許権期間延長、新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に係る法定損害賠償）
・著作権関係（保護期間延長、著作権侵害の一部非親告罪化、法定損害賠償）

著作権関係では、権利保護とのバランス、二次創作への影響等に留意する。また、輸出促進に向けた地理的表示（ＧＩ）に関する措置を講ずる。特許審査体制の整備・強化を図るほか、著作物の利用円滑化に関する方策を検討・推進する。

（３） その他

外国における医療機器認証機関への対応、競争政策に関し独占禁止法違反の疑いを効率的、効果的に解消する仕組の導入に関し、必要な措置を講ずる。

ISDS をはじめとする国際紛争への対応強化、日系企業が直面する労使関係等の問題解決支援、消費者支援、環境と貿易の両立を進めるほか、皮革・皮革製品産業等に関する所要の措置を講ずる。

ＴＰＰの影響に関する国民の不安・懸念を払拭するため、今後とも、ＴＰＰに関する正確かつ丁寧な情報発信に努める。